

英米法A第1回

アメリカ法の特徴： 連邦制度と判例法主義

丸山 英二

シラバス詳細情報	
項目	内容（日本語）
授業のテーマ	<p>アメリカ法について、日米の法文化の比較および実務的知識の修得を目的として、判例法主義、陪審制度などの基本的知識、歴史、連邦制度、民事訴訟、契約法に焦点をあてて講義する。</p>
授業の到達目標	<p>アメリカ法に関して、判例法主義、陪審制度などの基本的知識、歴史、連邦制度、民事訴訟、契約法について、英米法履修生として期待される学識を修得すること。</p>
授業の概要と計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 英米法概観 2. 判例法主義 3. 民事訴訟 4. 陪審制度 5. アメリカ法の歴史（植民地時代） 6. アメリカ法の歴史（独立前後） 7. アメリカ法の歴史（合衆国の成立以降） 8. 連邦制度（立法権） 9. 連邦制度（司法権） 10. 連邦制度（法） 11. 契約法

成績評価方法・基準	定期試験の成績をもとに，本授業の到達目標に対する達成度に照らして評価する。
履修上の注意	特段の要望はありませんが，必要な注意は授業のはじめに説明します。
事前・事後学修	授業のあと，その内容について，教科書と資料を用いて復習をすることが，試験でよい成績を取得することにつながります。
オフィスアワー・連絡先	オフィスアワーをとくに設定することはしません。質問があれば授業後などにしてください。
学生へのメッセージ	歴史的な考察，連邦制度の分析，契約法の理論など性格の異なった内容を含んでいますので，結構難しいと思います。良い成績をとるためには，授業への出席と授業後の復習が大切です。
教科書	教科書として，丸山英二『入門アメリカ法・第3版第2刷』（2016年，弘文堂 ISBN 9784335355585）を用いる。
参考書・参考資料等	授業で用いる補足資料は，下記のリンク先 http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/law/handouts.html に掲出する予定。 参考書については，授業中に説明する。

1 連邦制度——州と連邦（合衆国）

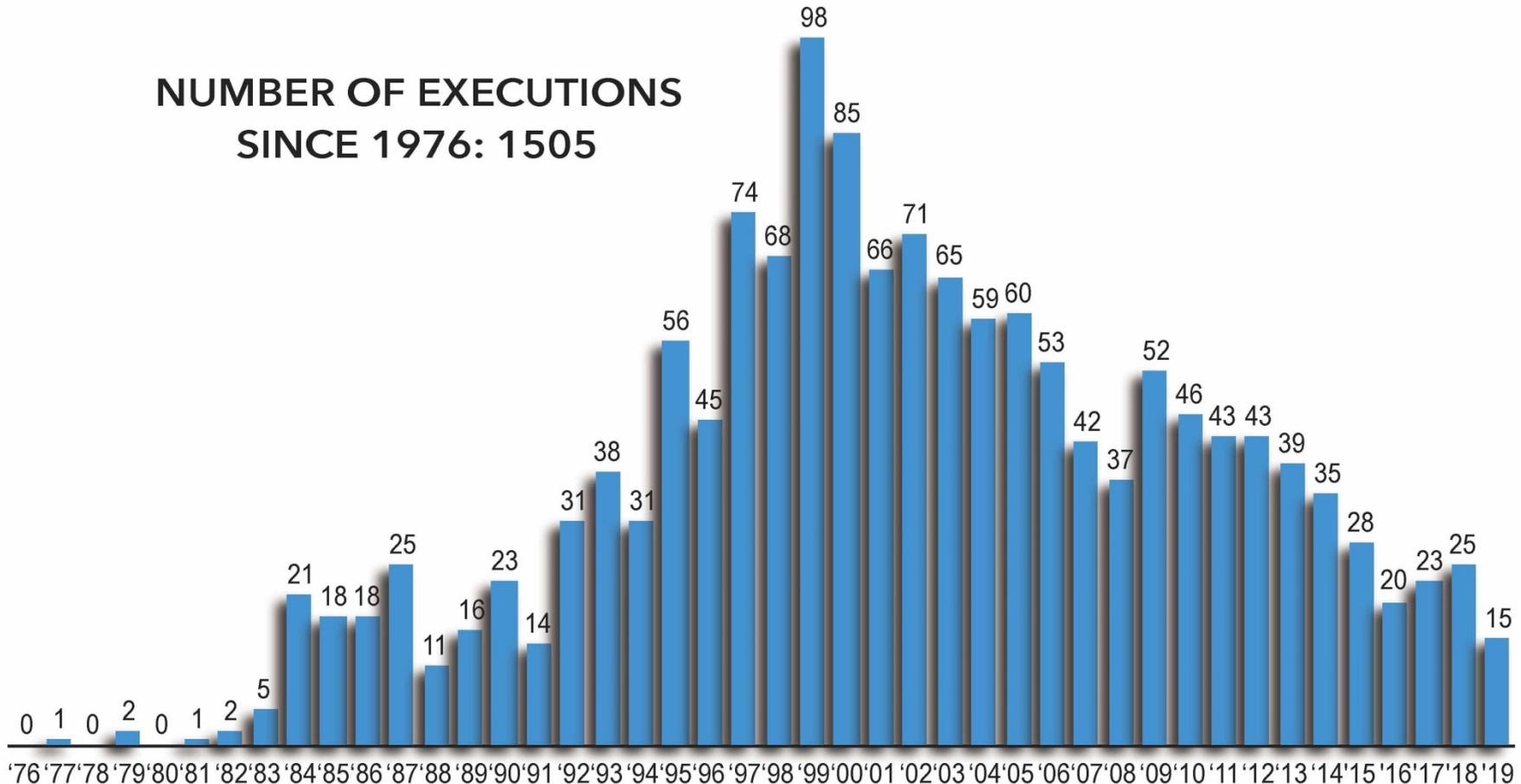
(1) 州による法の違い：死刑

◆死刑——廃止した州：21州，存続する州：29州（2018年の執行数25，TX=13，TN=3，AL=FL=GA=2，OH=NE=SD=1，21州/29州=0）

Updated: September 11, 2019

<http://www.deathpenaltyinfo.org/documents/FactSheet.pdf>

NUMBER OF EXECUTIONS
SINCE 1976: 1505



死刑と合衆国最高裁：Furman判決とGregg判決

● Furman v. Georgia, 408 U.S. 238 (1972) : [5対4の判決, 多数意見も相対的多数意見もなし] 恣意的・差別的に科された死刑は「残虐で異常な刑罰 (cruel and unusual punishment)」を禁じる憲法に違反する。

● Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153 (1976): [7対2の判決, 3名の裁判官の相対的多数意見あり] 死刑適用について明確で客観的な基準があり, 陪審・裁判官が被告人の個別的事情を斟酌できる死刑制度は合憲。

The Court set out two broad guidelines that legislatures must follow in order to craft a constitutional capital sentencing scheme:

First, the scheme must provide clear and objective standards to direct and limit the death sentencing discretion.

Second, the scheme must allow the sentencer (whether judge or jury) to take into account the character and record of an individual defendant.

(1) 州による法の違い：代理母

◆代理母 (Surrogate mother) — 18州が法律を制定している。

- ①代理母契約を無効で強制的実現不可とした上で、報酬付のものに刑罰(当事者:1万ドル以下の罰金, 1年以下の自由刑, 当事者以外:5万ドル, 5年)を科す州(MI)
- ②無効で強制的実現不可とするとともに、報酬付のものに民事罰(civil penalty ≡ 過料)を課す州(NY: 当事者:500ドル以下, 当事者以外:1万ドル以下)
- ③無効で強制的実現不可とする州(e.g. IN)
- ④相当な費用(expenses)支払付のものを合法化している州(e.g. FL)
- ⑤相当な報酬(compensation)付のものも有効とする州(e.g. IL, NV)

代理懐胎(代理母・借り腹): 厚労省専門委報告2000.12

代理懐胎(代理母・借り腹)

代理母 (サロゲートマザー) traditional surrogacy	妻が卵巣と子宮を摘出した等により、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して妻の代わりに妊娠・出産してもらう
借り腹 (ホストマザー) gestational surrogacy	夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に入れて、妻の代わりに妊娠・出産してもらう

	精子	卵子	医療技術	妊娠・出産
代理母	夫	代理母	人工授精	代理母
借り腹	夫	妻	体外受精・胚移植	代理母

(1) 州による法の違い：医歯による自殺幫助

◆医師による自殺幫助——末期状態にある患者に対する致死的薬物の処方・投与)

①刑法中の自殺幫助規定の適用によって禁止する州 (NY 1997)

②法律で許容する州 (OR 1997, WA 2008, VT 2013, CA 2015, CO & DC 2016, HI 2018, NJ & ME 2019), 判例で許容する州 (MT, 2009)

[なお, 治療中止を求める権利は, 憲法上の権利または判例法上の権利として確立されている。Cruzan v. Director, Missouri Department of Health, 1990]

合衆国50州(+DC)名と省略表記

State/District	Abbreviation	Postal Code						
Alabama	Ala.	AL	Kentucky	Ky.	KY	North Dakota	N.D.	ND
Alaska	Alaska	AK	Louisiana	La.	LA	Ohio	Ohio	OH
Arizona	Ariz.	AZ	Maine	Maine	ME	Oklahoma	Okla.	OK
Arkansas	Ark.	AR	Maryland	Md.	MD	Oregon	Ore.	OR
California	Calif.	CA	Massachusetts	Mass.	MA	Pennsylvania	Pa.	PA
Colorado	Colo.	CO	Michigan	Mich.	MI	Rhode Island	R.I.	RI
Connecticut	Conn.	CT	Minnesota	Minn.	MN	South Carolina	S.C.	SC
Delaware	Del.	DE	Mississippi	Miss.	MS	South Dakota	S.D.	SD
District of Columbia	D.C.	DC	Missouri	Mo.	MO	Tennessee	Tenn.	TN
Florida	Fla.	FL	Montana	Mont.	MT	Texas	Tex.	TX
Georgia	Ga.	GA	Nebraska	Nebr.	NE	Utah	Utah	UT
Hawaii	Hawaii	HI	Nevada	Nev.	NV	Vermont	Vt.	VT
Idaho	Idaho	ID	New Hampshire	N.H.	NH	Virginia	Va.	VA
Illinois	Ill.	IL	New Jersey	N.J.	NJ	Washington	Wash.	WA
Indiana	Ind.	IN	New Mexico	N.M.	NM	West Virginia	W.Va.	WV
Iowa	Iowa	IA	New York	N.Y.	NY	Wisconsin	Wis.	WI
Kansas	Kans.	KS	North Carolina	N.C.	NC	Wyoming	Wyo.	WY

(2) 国のあり方

- ◆ unitary state (単一国家)
- ◆ federal state (連邦国家) — 国法 (米国の場合は合衆国憲法) 上の国家の結合, 連邦の法は各 state の国民にも直接効果を及ぼす。
- ◆ confederation of states (国家連合) — 条約に基づく諸国家の平等な結合, 諸国家の関係は国際法上の関係]
- ◆ “Federal” のことば — 中央集権的 / 地方分権的
- ◆ 「連邦 (federal)」の言葉 = 「合衆国 (United States)」と同じ意味で用いられることが多い。

(3) アメリカの連邦制度

① 州が第一次的統治権を持つ

◆制度的にも——連邦は合衆国憲法によって州から委譲された権限のみを行使できる。州の統治権は一般的，連邦の統治権は合衆国憲法に掲げられたものに限られる。

◆歴史的にも

13州の独立：1776年7月4日。

合衆国 (The United States of America) の成立：合衆国憲法の発効日——1788

年6月21日 (合衆国憲法が必要な邦の承認を得て成立した日)

(合衆国憲法が憲法制定会議で可決された日 = 1787年9月17日)

(国家連合であるアメリカ連合を成立させた連合規約が大陸会議で可決された日 = 1777年11月15日，連合規約がすべての邦の批准を受けアメリカ連合が成立した日 = 1781年3月1日)

(3) アメリカの連邦制度

② 法の形成という面でみると、実体法については、一般刑法や民法や商法の分野などは合衆国(連邦)にそれを形成する権限が与えられておらず、州の議会や裁判所によって形成された州法が適用される。

もともと、刑法の領域でも、麻薬事件、密輸事件、郵便事件などについては連邦の刑法の適用があり、その執行のための連邦刑訴がある。

民事については、連邦法事件および州法が適用される事件について連邦裁で処理される場合があり、その関係で連邦民訴がある。

なお、憲法については、州憲法もある(念のため)。

合衆国(連邦)が扱うことができるためには、合衆国憲法上の権限(たとえば州際通商・歳出権限・郵便権限)の根拠が必要。

2 判例法主義

(1) 紛争解決の方法——訴訟による紛争解決

- ・交渉
- ・斡旋——紛争解決の促進のため第三者が世話をすること
- ・調停——紛争解決のため、第三者(多くの場合、調停委員会などの公平中立の公的機関)が紛争当事者間を仲介し、その紛争の解決を図ること。斡旋よりはフォーマルで、第三者が積極的に働く。(例)民事調停(民事調停法)、家事調停(家事事件手続法244～)＝調停前置主義がとられている(家事事件手続法257)。調停案は当事者を拘束しないが、調停調書に記載された合意は確定した判決・審判と同一の効力がある(民調16民訴267, 家事268①)。
- ・仲裁——当事者の合意(仲裁合意)(仲裁法2①)に基づき第三者(仲裁人)の判断によってその当事者間の紛争を解決すること。あらかじめ仲裁合意が必要。仲裁人による仲裁判断は当事者間では確定判決と同様の効力がある(仲裁法45①)。
- ・訴訟——一方当事者の訴えによって開始され、裁判所が事実を認定し、その認定事実に普遍的ルール(法)を適用して行う紛争解決。

(2) 普遍的ルール(法)をどこに求めるか？

●訴訟——一方当事者の訴えによって開始され、裁判所が事実を認定し、その認定事実に普遍的ルール(法)を適用して行う紛争解決。

◆普遍的ルールがなぜ必要か？——第一次的には、恣意的な判断が下されることを防ぎ、公平性を確保するため。

◆普遍的ルール(法)をどこに求めるか？

わが国やドイツ、フランスなどの国々では、(あらかじめ議会によって一般的、抽象的に定められた)法典、法律(制定法)に求める(制定法主義)。

アメリカ、その母国たるイギリスなどでは、判例(過去に裁判所が同種の事件において下した判断)に求める(判例法主義)。

わが国では、判例とは、過去の判決のうち現在も拘束力を持つものをいうとされる(そうでない過去の判決は「裁判例」と呼ばれる)。

(3) 判例

- ◆わが国では、判例とは、過去の判決（広くは裁判）のうち現在も拘束力を持つものをいうとされる（そうでない過去の判決は「裁判例」と呼ばれる）。
- ◆英米では、過去に下された判決（裁判）はすべて判例と扱われ、同じ事実関係の現在の事件の判断において参照される（最高裁判所の判決のみならず、第二審、第一審裁判所の判決が判決理由で引用されることも珍しくない）。

(4) わが国における判例と裁判例

わが国でも判例は、事実上、ある程度の拘束力を持ってはいる

【刑事訴訟法405条1項2号】（上告申立ての理由）

第405条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

【民事訴訟法318条1項】（上告受理の申立て）

第318条① 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

(4) わが国における判例と裁判例

しかし、基本的には、具体的事件における制定法の解釈例に過ぎないとされている。わが国の判決理由のなかにおける過去の裁判例の参照は少ない。とくに、下級審判決の引用はないに等しい。判決は、法律の規定の論理的操作によって導き出されるという建前に沿っている。

憲法第76条③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

◆法律→事実→判決 の三段論法

(5) アメリカにおける判例

これに対して、アメリカでは、契約法や不法行為法など法の基本的分野について法典、法律がない(カリフォルニア州にCivil Codeがあるなどの例外もあるが――しかしカリフォルニア州において、民法典が適用される事件)。

また法律がある分野も多いが、その解釈では常に、以前の裁判所の判断が参照される。

また、制定法解釈の基本原則も、判例によって確立されている。

◆過去の判決[事実→判決]の事実と、現在の事件の事実を比較して判決を導く